

## X II .琵琶湖流域下水道協議会

滋賀県および関係19市町は、平成25年8月30日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づく「琵琶湖流域下水道協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。

### 1 協議会設置の目的

滋賀県が実施する琵琶湖流域下水道事業および流域関係市町が実施する関連公共下水道事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、県および19市町が共同して「琵琶湖流域下水道事業の運営計画を策定」するとともに、「相互に連絡調整を行う」ことを目的に、協議会を設置したものです。

### 2 経過

- H25.6.6 県・市議会議決（協議会規約を定めることを地方公共団体に協議すること）
- H25.6.30 協議会規約を定める協議および「第一回琵琶湖流域下水道協議会」の開催  
『琵琶湖流域下水道協議会規約』の制定  
「協議会会長に草津市長、同副会長に彦根市長」を選出  
『琵琶湖流域下水道協議会運営要綱』の承認
- H25.8～ 告示（県・市町個別対応）
- H25.10.10 総務省へ届出（県・市町連名）

### 3 協議会で協議する事項

- (1) 各年次の運営計画  
各年次の建設（改築、修繕を含む）、施設運営等の基本的な考え方について県と市町の合意を図ります。
- (2) 連絡調整事項  
流域別下水道整備総合計画等の法定手続きの事前調整、「各年次の運営計画」を予算に反映する際の調整を行います。